

日本遺産「究極の雪国とおかまち ―真説！豪雪地ものがたり―」  
観光・体験コンテンツガイドブック作成業務委託仕様書

1. 委託業務名

日本遺産「究極の雪国とおかまち ―真説！豪雪地ものがたり―」  
観光・体験コンテンツガイドブック作成業務委託

2. 業務目的

十日町市文化観光推進協議会は、十日町市の日本遺産ストーリー「究極の雪国とおかまち ―真説！豪雪地ものがたり―」の認知度向上と、今後の誘客促進を図るため、日本遺産に係る多様な観光資源や体験型コンテンツの魅力を発信し、訪問意欲の喚起と滞在促進につなげることを目的として、ガイドブックを作成する。単なる観光案内ではなく、構成文化財と体験コンテンツが視覚的に結び付けられるとともに、「読む楽しさ」や「旅への憧れ」を喚起する雑誌的な編集構成とし、地域の文化や人々の魅力にも焦点を当てながら、旅のストーリー性を持たせた内容とする。

また、外国人観光客への情報提供を見据え、英語版デジタルデータも制作する。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務内容

受託者は、発注者と十分協議を重ねたうえで下記の業務を実施すること。

(1) 編集・構成企画

- ・ ガイドブック全体のテーマ・構成・特集内容の企画
- ・ 読み物性を意識した編集方針の設計（例：コラム、ストーリー仕立ての紹介、地元の人々の声など）

(2) 取材・撮影

- ・ 構成文化財・体験コンテンツ・地域の人物などへの現地取材
- ・ プロカメラマンによるイメージ性・訴求力の高い写真撮影（自然、料理、人物、施設等）
- ・ 撮影に関する調整、関係者との連絡、肖像権・著作権処理を含む

(3) 原稿作成・編集・デザイン

- ・ 取材に基づく記事の執筆・編集
- ・ 読みやすく、かつデザイン性に優れた誌面構成（雑誌のようなスタイルを想定）
- ・ 地図、イラスト、アイコン等の作成（必要に応じて）

(4) 英訳・デジタルデータ作成

- ・ 完成原稿の英訳（翻訳にあたっては、文化庁及び観光庁の多言語化ガイドラインに基づ

くこと)

- ・ Web 上で公開できる PDF または電子ブック形式での日本語版・英語版のデータ作成
- ・ Web 公開のためのデータ最適化（ファイルサイズ、スマホ対応など）

#### (5) 印刷

- ・ 完成ガイドブックの印刷（A 4 サイズ、オールカラー）
- ・ 印刷部数：5,000 部（納品方法・分納等は別途協議）

#### (6) 納品物

- ・ 印刷製本されたガイドブック 5,000 部
- ・ デジタルデータ（日本語・英語各 1 種、PDF または閲覧用形式）
- ・ 撮影データ（画像素材として市で二次利用可能なもの）
- ・ 取材先一覧、撮影スケジュール記録、肖像権同意書等の関連資料

### 5. 遵守事項

本仕様書に定めるほか、次の関係法令規則などに従うものとし、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じたときは、受託者の一方的判断によらず、委託者と協議の上、決定するものとする。

#### 【関係法令規則等】

- ①十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）及び同財務規則別記委託契約条項
- ②その他業務の実施に係る関係法令

### 6. 秘密の保持

受託者は、本仕様書による業務を実施するにあたり、情報漏えい等の事故を防止するため、別紙 1 及び別紙 2 を遵守し、セキュリティ対策に万全を期さなければならない（別紙 1 及び別紙 2 中、甲とは十日町市文化観光推進協議会をいい、乙とは受託者をいう）。

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。なお、秘密の保持は、本業務終了後又は契約解除後も適用される。

### 7. 著作権等

業務により生じた著作権その他一切の権利（著作権については、著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、十日町市及び十日町市文化観光推進協議会に帰属するものとする。

### 8. 報告及び調査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し本件業務の履行状況について報告を求め、実地に調査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

## 9. 実績報告書の提出

受託者は、業務を完了したときは、速やかに業務の成果に関する報告書（以下「実績報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

## 10. 検査

委託者は、実績報告書を受領したときは、業務の成果について検査を行い、その後速やかに検査結果につき、受託者に報告するものとする。

## 11. 委託料の支払い

完了払いとする

## 12. その他

（１）受託者は、業務の実施に当たっては、担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して業務を遂行すること。

（２）損害のために生じた経費の負担

①業務を行ううえで、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

②前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示等、その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が委託者の指示等が不適當であること等、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、この限りでない。

③①又は②の場合、その他業務を行ううえで第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。